

系統金融検査マニュアル【令和5年3月】

【目次】

系統金融検査マニュアル（預貯金等受入系統金融機関に係る検査マニュアル）

■ はじめに	6
■ 本マニュアルにより検査を行うに際しての留意事項	7
経営管理（ガバナンス）	
■ 経営管理（ガバナンス）態勢—基本的要素—の確認検査用 チェックリスト	12
金融円滑化編	
■ 金融円滑化編チェックリスト	22
リスク管理等編	
■ 法令等遵守態勢の確認検査用チェックリスト	40
■ 利用者保護等管理態勢の確認検査用チェックリスト	52
■ 統合的リスク管理態勢の確認検査用チェックリスト	75
■ 自己資本管理態勢の確認検査用チェックリスト	85
■ 信用リスク管理態勢の確認検査用チェックリスト	96
・標準的手法の検証項目リスト	110
・内部格付手法の検証項目リスト	125
■ 資産査定管理態勢の確認検査用チェックリスト	153
・別表における留意事項	159
・自己査定（別表1）	161
・償却・引当（別表2）	194
■ 市場リスク管理態勢の確認検査用チェックリスト	212
■ 流動性リスク管理態勢の確認検査用チェックリスト	236
■ オペレーショナル・リスク管理態勢の確認検査用チェックリスト	249
・別紙1	260
・別紙2	270
・別紙3	288
〈参考資料〉	
農協検査（3者要請検査）結果事例集（平成28年2月）	291

系統金融検査マニュアル

(預貯金等受入系統金融機関に係る検査マニュアル)

制 定：平成11年12月3日

最終改正：令和5年3月28日

【はじめに】

- (1) 系統金融検査の基本的考え方等については、「農林水産省協同組合等検査規程」(平成23年農林水産省訓令第20号)、「農林水産省協同組合等検査基本要綱」(平成23年9月1日付け23検査第1号農林水産省大臣官房検査部長通知)及び「協同組合検査実施要項」(平成9年10月1日付け9組検第3号農林水産省大臣官房協同組合検査部長通知)において示されているところであり、本マニュアルの解釈及び運用は、当該訓令・通知に基づいて行う。
- (2) 当該訓令・通知において示された系統金融検査の基本的考え方を踏まえた適切な検査を実施するため、検査官は、預貯金等受入系統金融機関(注1)(以下「系統金融機関」という。)に対する検査の実施に当たり、特に以下の点に配慮する必要がある。
 - ① 重要なリスクに焦点を当てた検証(「リスク・フォーカス、フォワード・ルッキング」アプローチ)

検査官は、立入検査開始前、立入検査中を通じて、入手した情報や検証内容を基に、各系統金融機関の持つリスクの所在を分析し、重要なリスク(注2)に焦点をあてたメリハリのある検証に努める必要がある。
 - ② 問題の本質的な改善につながる深度ある原因分析・解明

検査官は、経営の健全性等に重大な影響を与える問題点については、系統金融機関との間で、問題の本質的な改善のために必要な対応の方向性(改善の方向性)に関する認識を共有することにつながるよう、双方向の議論により、特に深度ある原因分析を行い、原因の解明に努める必要がある。
 - ③ 問題点の指摘と適切な取組の評価、静的・動的な実態の検証

検査官は、(i)問題点については的確に指摘するとともに、改善・向上につながる適切な取組については評価すること、(ii)検査時点における問題点等の静的な実態のみならず、態勢整備の進捗状況等の動的な実態(注3)についても十分検証すること、の二点に留意し、的確な実態把握を行う必要がある。
 - ④ 指摘や評定根拠の明示、改善を検討すべき事項の明確化(ただし、評定根拠の明示については、評定を行う場合に限る。以下同じ。)

検査官は、指摘事項や評定に関する対話・議論を進めるに当たっては、具体的かつ論理的に根拠を示すとともに、より高い水準の内部管理態勢の構築に向け、改善を検討すべき点が明確になるよう、具体的に示す必要がある。
 - ⑤ 検証結果に対する真の理解(「納得感」)

検査官は、系統金融機関の主体的・能動的な経営改善に向けた取組につながるよう、的確な検証、役員その他の責任者との対話、双方向の議論を通じて、検証結果に対する真の理解(「納得感」)を得るよう努める必要がある。
- (3) 本マニュアルは、検査官が、系統金融機関を検査する際に用いる手引書として位置付けられるものであり、各系統金融機関においては、自己責任原則に基づき、経営陣のリーダーシップの下、創意・工夫を十分に生かし、それぞれの規模・特性に応じた方針、内部規程等を策定し、系統金融機関の業務の健全性と適切性の確保を図ることが期待される。

また、本マニュアルの各チェック項目の水準の達成が系統金融機関に直ちに義務付けられるものではない。本マニュアルの適用に当たっては、系統金融機関の規模や特性を十分踏まえ、機械的・画一的な運用に陥らないよう配慮する必要がある。

したがって、チェック項目について記述されている字義どおりの対応が系統金融機関においてなされていない場合であっても、系統金融機関の業務の健全性及び適切性の観点からみて、系統金融機関の行っている対応が合理的なものであり、さらに、チェック

項目に記述されているものと同様の効果がある、あるいは系統金融機関の規模や特性に応じた十分なものである、と認められるのであれば、不適切とするものではない。例えば、各態勢のチェックリストに記載された部門が設置されていない場合には、検査官は、当該系統金融機関の規模・特性を踏まえ、必要な機能を十分に発揮することができ、かつ、相互けん制が機能する組織態勢が整備されているかを検証するものとする。

(注1) 【本マニュアルにより検査を行うに際しての留意事項】(1)参照

(注2) ここでは、系統金融機関の業務の健全性及び適切性の確保に重大な影響を及ぼし得るリスクすべてを対象としており、本マニュアルにおける各リスク管理態勢でいうリスクに限定するものではない。また、問題が発生している場合だけでなく、問題が発生していないリスクも重要なリスクに含まれる。その判断に当たっては、問題が発生した場合に経営に及ぼす影響度に加え、問題が発生する可能性も勘案して検討する必要がある。

(注3) 改善・向上に向けたベクトル(改善・向上に向かっているのか、取組は広範囲なものか、取組はスピード感をもって行われているか等)を十分見極める必要がある。

(参考) 「金融サービス業におけるプリンシプル」(平成20年4月18日公表：金融庁)

【本マニュアルにより検査を行うに際しての留意事項】

- (1) 本マニュアルは、すべての預貯金等受入系統金融機関及び預貯金等受入系統金融機関の海外拠点(海外支店、現地法人及び駐在員事務所等。ただし、本マニュアルの対象として検査を行うかどうかは、現地法制を含む法令等を踏まえて実態に応じて判断する。)を対象としている。

「預貯金等受入系統金融機関」とは、農業協同組合法(昭和22年法律第132号。以下「農協法」という。)第10条第1項第3号に定める事業を行う農業協同組合(以下「総合農協」という。)及び農業協同組合連合会(以下「信農連」という。)、水産業協同組合法(昭和23年法律242号。以下「水協法」という。)第11条第1項第4号に定める事業を行う漁業協同組合及び同法第93条第1項第2号に定める事業を行う水産加工業協同組合(以下、総称して「漁協」という。)、同法第87条第1項第4号に定める事業を行う漁業協同組合連合会、同法第97条第1項第2号に定める事業を行う水産加工業協同組合連合会(以下、総称して「信漁連」という。)並びに農林中央金庫をいう。

- (2) 系統金融機関に対する検査の実施にあたっては、系統金融機関の事務負担の軽減等の観点や系統金融機関の規模・特性等を踏まえ、以下の対応をとることとする。

- ① 立入検査の実施にあたっては、総会(総代会)の開催日や決算期末には、総会や決算に関する業務の円滑な遂行に支障が生じないように、当該業務の担当部署に対するヒアリングを控える等の措置をとるよう配慮する。
- ② 資料等の徴求にあたっては、系統金融機関の既存資料等や監督部局が系統金融機関から徴求した資料等の活用に努めるとともに、系統金融機関から既存資料等以外の資料等を徴求する場合には、その必要性を十分検討のうえ、真に必要なものに限定するよう配慮する。
- ③ 系統金融機関の支所(支店)や特定信用事業代理業者の営業所については、その規模や特性による対応能力を踏まえ、業務の円滑な遂行に支障が生じないように配慮する。

- (3) 「金融円滑化編チェックリスト」については、検査において金融円滑化について特に留意すべき項目を整理し、着眼点を明確化するために策定したものであり、当該チェックリストには、金融円滑化の性質上「信用リスク管理態勢の確認検査用チェックリスト」や「利用者保護等管理態勢の確認検査用チェックリスト」等に記載された検証項目と重複する部分がある。

はじめに
留意事項経営管理
(ガバナンス)金融
円滑化編リスク
管理等編法令
等遵守
態勢利用者
保護等
管理態勢統一的
リスク
管理態勢自己
資本
管理態勢信用
リスク
管理態勢資産
査定
管理態勢市場
リスク
管理態勢流動性
リスク
管理態勢オペレ
ショナル
・
リスク
管理態勢

参考資料

なお、他のチェックリストと同様、当該チェックリストの各チェック項目の水準の達成が系統金融機関に直ちに義務付けられるものではない。当該チェックリストの適用に当たっては、系統金融機関の規模や特性を十分に踏まえ、機械的・画一的な運用に陥らないよう配慮する必要がある。また、系統金融機関が経営判断で決すべき個別の与信判断の是非には介入しないよう留意する必要がある。

したがって、当該チェックリストのチェック項目に記述されている字義どおりの対応が系統金融機関においてなされていない場合であっても、系統金融機関の業務の健全性及び適切性の観点からみて、系統金融機関の行っている対応が合理的なものであり、さらに、チェック項目に記述されているものと同様の効果がある、あるいは系統金融機関の規模や特性に応じた十分なものである、と認められるのであれば、不適切とするものではない。

また、当該チェックリストにおける「金融円滑化管理方針」、「金融円滑化管理規程」、「金融円滑化マニュアル」は、必ずしも明確に記載されるべき項目を全て包含する統一の方針等を策定する必要はなく、複数の部門等において定められる複数の方針等において、定められていればよいことに留意する必要がある。

さらに、当該チェックリストにおける「金融円滑化管理責任者」が信用リスク管理部門等他の部門の職員（管理者を含む。）を兼務することがあることに留意する必要がある。

- (4) チェック項目の語尾が「しているか」又は「なっているか」とあるのは、特にことわりのない限り、当該系統金融機関が達成していることを前提として検証すべき項目である。一方、チェック項目の語尾が「望ましい」とあるのは、特にことわりのない限り、系統金融機関に対してベスト・プラクティスとして期待される項目である。一方、チェック項目において「例えば」として着眼項目を列記してあるのは、すべての内容を字義どおり達成することを求めるものではなく、当該系統金融機関の業務の規模・特性等に応じて実質的な機能達成のための必要性を判断すべき例示項目である。

- (5) 本マニュアル中の用語については以下による。

- ① 「組合」とは、総合農協、信農連、漁協及び信漁連をいう。
- ② 「金庫」とは農林中央金庫をいう。
- ③ 「理事会」の役割とされている項目については、理事会自身において実質的議論を行い内容を決定することが求められるが、その原案の検討を他の会議体、部門又は部署で行うことを妨げるものではない。

また、農協法第30条の2、水協法第34条の2、第92条第3項及び農林中央金庫法（平成13年法律第93号）第28条に規定する経営管理委員会は、組合（金庫）の業務の基本方針の決定、重要な財産の取得及び処分その他の定款で定める組合（金庫）の業務執行に関する重要事項を決定する機関であることから、経営管理委員会を置く場合には、各系統金融機関の実態に応じて、チェック項目の「理事会」については、「経営管理委員会又は理事会」と読み替えて適用するものとする。

同様に、「理事」についても、経営管理委員会を置く場合には、「経営管理委員又は理事」と読み替えて適用するものとする。

- ④ 「理事会等」には、理事会、経営管理委員会のほか、常勤理事会等も含む。なお、「理事会等」の役割とされている項目についても、理事会自身において決定することが望ましいが、常勤理事会等に委任している場合には、理事会による明確な委任があること、常勤理事会等の議事録の整備等により事後的検証を可能としていることに加え、理事会への結果報告や常勤理事会等に監事の参加を認める等の適切な措置により、十分な内部けん制が確保されるような態勢となっているかを確認する必要がある。
- ⑤ 「管理者」とは、各管理部門においては、各部門の上級管理職（理事を含む。）を表す。また、支所（支店）等においては、支所（支店）長及び支所（支店）長と同等以上の職責を負う上級管理職（理事を含む。）を表す。

- ⑥ 「内部規程」とは、経営方針等に則り、業務に関する取決め等を記載した系統金融機関内部に適用される規程をいう。内部規程においては、手続の詳細を記載することまでは必ずしも要さないことに留意する。
- ⑦ 「事業推進部門等」とは、信用事業に係る部門・部署・渉外拠点等をいい、例えば、信用事業を直接・間接に行う部門、これを推進するための企画・立案等を行う部門、をいう。
- ⑧ 「市場部門」とは、市場取引を行う部門・部署等をいう。
- ⑨ 「リーガル・チェック等」とは、コンプライアンス・チェックを含み、例えば、法務担当者、法務担当部署、コンプライアンス担当者、コンプライアンス統括部門又は弁護士等の専門家により内部規程等の一貫性・整合性や、取引及び業務の適法性について法的側面から検証することをいう。
- ⑩ 「モニタリング」には、監視することのみならず、警告その他の具体的な抑止行動を行うことも含む。
- ⑪ 「リスク・プロファイル」とは、各リスクが有する特徴を表す様々な要素により構成されるものを総称していう。
- ⑫ 「特定信用事業代理業」とは、農協法第92条の2第2項及び水協法第106条の2第2項に規定する特定信用事業代理業をいい、「特定信用事業代理業者」とは、特定信用事業代理業を行う者をいう。
- ⑬ 「農林中央金庫代理業」とは、農林中央金庫法第95条の2第2項に規定する農林中央金庫代理業をいい、「農林中央金庫代理業者」とは、農林中央金庫代理業を行う者をいう。
- ⑭ 「代理事業」とは、農林中央金庫及び特定農水産業協同組合等による信用事業の再編及び強化に関する法律(平成8年法律第118号)第42条第1項又は第2項の規定により総合農協又は漁協が金庫、信農連又は信漁連に事業を譲渡した場合に金庫、信農連又は信漁連の代理として行うことができる事業をいい、「業務代理組合」とは、代理事業を行う総合農協又は漁協をいう。

はじめに
留意事項

経営管理
(ガバナンス)

金融
円滑化編

リスク
管理等編

態法令
等遵守

管理
利用者
態勢
保護等

管理
統一的
態勢
リスク

管理
自己資本
態勢

管理
信用
態勢
リスク

管理
資産
態勢
査定

管理
市場
態勢
リスク

管理
流動性
態勢
リスク

リス
オペレ
ション
管理
態勢
・
ナル

参考資料

経営管理（ガバナンス）

経営管理(ガバナンス)態勢—基本的要素—の 確認検査用チェックリスト

【検証ポイント】

- ・ 系統金融機関における業務の健全性及び適切性を確保し、信用の維持及び預貯金者等の保護を確保するとともに金融の円滑を図るためには、適切な経営管理(ガバナンス)のもと、経営相談・経営指導等をはじめとした金融仲介機能の発揮、当該系統金融機関の業務のすべてにわたる法令等遵守、利用者保護等の徹底及び各種リスクの的確な管理が行われる必要がある。
- ・ 系統金融機関の経営管理(ガバナンス)が有効に機能するためには、適切な内部管理の観点から、各役職員及び各組織が、それぞれ求められる役割と責任を果たしていなければならない。具体的には、理事をはじめとする役員は、高い職業倫理観を涵養し、すべての職員に対して内部管理の重要性を強調・明示する風土を組織内に醸成する責任があり、代表理事、理事、監事をはじめとする各役職員は、内部管理の各プロセスにおける自らの役割を理解し、プロセスに十分に関与する必要がある。
また、理事会、監事会(監事会を置く系統金融機関に限る。以下同じ。)が十分に機能し、各部門・部署間のけん制や内部監査部門による内部監査等の機能が適切に発揮される態勢となっていることが重要である。
- ・ 検査官は、①代表理事、理事及び理事会による経営管理(ガバナンス)態勢、②内部監査態勢、③監事による監査態勢、④外部監査態勢の基本的要素がその機能を実効的に発揮しているかという観点から、当該系統金融機関の経営管理(ガバナンス)が全体として有効に機能しているか否か、経営陣の役割と責任が適切に果たされているかについて、各チェック項目を活用して具体的に確認する。
- ・ 検査官が認識した弱点・問題点を経営陣が認識していない場合には、特に、態勢が有効に機能していない可能性も含めて検証し、双方向の議論を通じて確認する。
- ・ 検査官は、前回検査における指摘事項のうち、軽微でない事項の改善状況について検証し、実効性ある改善策が策定され実行されているか否か確認する。

I. 代表理事、理事及び理事会による経営管理(ガバナンス)態勢の整備・確立状況

1. 経営方針等の策定

① 【農漁協系統組織としての倫理の構築及び態勢整備】

理事及び理事会は、系統金融機関に求められる社会的責任と公共的使命等を柱とした農漁協系統組織としての倫理の構築を重要課題として位置付け、それを具体的に担保するための態勢を整備しているか。

② 【経営方針・経営計画等の整備・周知】

理事会は、当該系統金融機関が目指す目標の達成に向けた経営方針を明確に定めているか。また、理事会は、経営方針に沿った経営計画を明確に定め、これらを組織全体に周知させているか。

③ 【経営方針・経営計画等と系統金融機関に求められる役割】

理事会は、経営方針・経営計画等について、信用の維持及び預貯金者等の保護を確保するとともに金融の円滑を図るという系統金融機関の役割を踏まえた内容としているか。

④ 【内部管理基本方針の整備・周知】

理事会は、経営方針に則り、代表理事等に委任することなく、当該系統金融機関の業務の健全性・適切性を確保するための態勢の整備に係る基本方針(以下「内部管理基本方針」という。)を定め、組織全体に周知させているか(注1)。内部管理基本方針は、当該系統金融機関の営む業務の規模・特性に応じ、適切な内容となっているか。

⑤ 【戦略目標の整備・周知】

理事会は、経営方針に則り、代表理事等に委任することなく、当該系統金融機関全体の経営の目標及びそれに向けたリスクテイクや人的・物的資源配分の戦略等を定めた当該系統金融機関全体の戦略目標を明確に定めているか。また、理事会は、当該系統金融機関全体の戦略目標を踏まえた各業務分野の戦略目標を明確に定め、全体の戦略目標とともに組織内に周知させているか。

⑥ 【金融円滑化管理方針との整合性・一貫性の確保】

理事会は、当該系統金融機関全体の戦略目標を踏まえ、金融円滑化管理方針について、整合性・一貫性を確認した上で定めているか。

⑦ 【各リスク管理方針等の整合性・一貫性の確認】

理事会は、当該系統金融機関全体の戦略目標を踏まえ、系統金融機関全体のリスク管理に関し、統合的リスク管理方針及び各リスク管理方針について、整合性・一貫性を確認した上で定めているか。

2. 理事・理事会の役割・責任

① 【理事・代表理事の役割・責任】

- (i) 理事は、経営相談・経営指導等をはじめとした金融円滑化の推進、当該系統金融機関に適用される各種法令等の概要、利用者の保護及び利便の向上、当該系統金融機関が有する各種リスクの特性の概要及びリスク管理の重要性を理解し、金融円滑化、法令等遵守、利用者保護等及びリスク管理を経営上の重要課題の一つとして位置付けているか。また、金融円滑化、法令等遵守、利用者保護等及びリスク管理の徹底における監事の監査、内部監査(注2)、外部監査の重要性を認識しているか。
- (ii) 代表理事は、経営方針、経営計画、内部管理基本方針、戦略目標及び統合的リスク管理方針に沿って適切な人的・物的資源配分を行い、かつそれらの状況を機動的に管理する態勢を整備するため、適切に権限を行使しているか。
- (iii) 代表理事は、例えば、年頭所感や支所(支店)長会議等の機会において、経営相談・経営指導等をはじめとした金融円滑化、法令等遵守、利用者保護等及びリスク管理に対する取組姿勢を役職員に対し積極的に明示する等、当該系統金融機関としての金融円滑化、法令等遵守、利用者保護等及びリスク管理に対する取組姿勢を役職員に理解させるための具体的方策を講じているか。

② 【代表理事に対するけん制】

理事は、業務執行に当たる代表理事の独断専行をけん制・抑止し、適切な業務執行を実現する観点から、理事会において実質的議論を行い、業務執行の意思決定及び業務執行の監督の職責を果たしているか。

例えば、融資の決裁手続において、一定条件を超える重要な融資の決裁に関しては、代表理事が独断で行うことなく、理事会等の決定事項とする等、けん制態勢の整備に関する意思決定を行い、具体的な方策を講じているか。

また、例えば、理事会規則において、経営相談・経営指導等をはじめとした金融円滑化、法令等遵守、利用者保護等及びリスク管理に関する事項のうち、当該系統金融機関の経営にとって重大な影響があるものを理事会の専決事項とした上、重大性の判断を代表理事に委ねない等の態勢となっているか。

③ 【員外理事の役割・責任】(員外理事が選任されている場合)

員外理事は、経営の意思決定の客観性を確保する観点から、自らの意義を認識し、積極的に理事会に参加しているか。理事会は、員外理事が理事会において適切な判断をするこ

はじめに 留意事項
経営管理 (ガバナンス)
金融 円滑化編
リスク 管理等編
態勢 法令等 遵守
利用者 保護等 態勢
統合的 リスク 管理態勢
自己 資本 態勢
信用 リスク 管理態勢
資産 査定 態勢
市場 リスク 管理態勢
流動性 リスク 管理態勢
オペレ ション 管理態勢
参考資料

とができるよう、員外理事に対し、当該系統金融機関の状況に関する情報提供を継続的に行う等、適切な方策を講じる態勢を整備しているか。

④ 【理事の善管注意義務・忠実義務】

理事は、職務の執行に当たり、系統金融機関の業務の健全性及び適切性の観点から、理事会等において実質的議論を行う等、善管注意義務・忠実義務を十分果たしているか。

3. 組織体制の整備

① 【系統金融機関全体の組織体制の整備】

理事会は、利益相反が生じる可能性がある部門相互につき、連携しつつ、けん制機能が有効に発揮される形態で設置及び権限の付与を行う等、当該系統金融機関の業務及びリスクの管理が全体として適切かつ実効的に機能する組織体制の整備を行っているか。

② 【情報開示】

理事会は、財務情報その他当該系統金融機関に関する情報を適正かつ適時に開示するための態勢を整備しているか。

③ 【系統金融機関全体の情報の集約及び分析・検討等】

(i) 理事会等は、当該系統金融機関の内部及び外部から、経営相談・経営指導等をはじめとした金融円滑化、法令等遵守、利用者保護等及びリスク管理に関し、経営管理上必要となる情報等を適時に取得する態勢を整備しているか。

例えば、各部門の管理者に対し、一定の事項を定めて定期的に又は必要に応じて随時、報告をさせる等の方法や、システム上で各部門の管理する情報を理事・監事が閲覧できるようにする方法等により、理事会等へ情報の伝達及び報告がなされる態勢を整備しているか。

(ii) 理事会等は、内部管理基本方針に則り、理事等の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する態勢を整備しているか。

例えば、理事会等の議事録を適切に作成し、保存及び管理するほか、必要に応じ理事等の指示や決裁書類を記録し保存及び管理しているか。

(iii) 議事録は、原資料と併せて、理事会等に報告された内容(経営相談・経営指導等をはじめとした金融円滑化、リスク管理の実態、法令等遵守及び利用者保護等の問題点のほか、不正行為やトラブル等の報告を含む。)や、理事会等の承認・決定の内容(理事会等の議論の経過及び議論の内容を含む。)等、議案及び議事の内容の詳細が確認できるものとなっているか。また、原資料は、議事録と同期間保存及び管理させる態勢を整備しているか。

(iv) 監事が理事会等の議事録その他理事等の職務の執行に係る情報に容易にアクセスできるようにしているか。

④ 【新規商品等審査に関する取扱い】

(i) 理事会等は、統合的リスク管理方針等において事前の審査及び承認を必要と定めた新規の商品の取扱い及び新規の業務の開始その他の事項(以下「新規商品等」という。)に関し、新規商品等の審査の担当部門や担当委員会(以下「新商品委員会等」という。)による事前の審査・承認(以下「新規商品等審査」という。)を行う態勢を整備しているか。(注3)

(ii) 理事会等は、新規商品等審査の対象となるか否かの判定基準及び判断権者を明確にし、各役職員に周知徹底させているか。

(iii) 理事会等は、新規商品等審査について、新商品委員会等へ新規商品等の妥当性及び適法性についての情報を集約し、十分な検討を行わせる態勢を整備しているか。

例えば、以下の点について適切に態勢整備されているか。

- ・ 統合的リスク管理部門及び各リスク管理部門に、新規商品等に内在するリスクを特定させ新商品委員会等に適時に報告させる態勢
- ・ 利用者保護等管理の各管理責任者に利用者保護等管理の観点からの問題点等を検討させ、適時に報告させる態勢

- ・ 新規商品等に関する法的な問題点に関し、事前にリーガル・チェック等を受けさせる態勢

⑤ 【子会社等に関する管理態勢】

理事会等は、子会社等(注4)の業務の規模・特性に応じ、子会社等の業務運営を適正に管理し、系統金融機関の子会社等が行う業務が経営相談・経営指導等をはじめとした金融円滑化、法令等遵守、利用者保護等及びリスク管理の観点から適切なものとなるような措置を講じているか。また、当該系統金融機関と子会社等との取引が弊害防止措置の遵守やアームズ・レングス・ルールの遵守の観点から、適切なものとなるよう措置を講じているか。

⑥ 【金融円滑化、法令等遵守、利用者保護等、リスク管理等の重視】

理事会等は、事業推進部門等を過度に重視するのではなく、経営相談・経営指導等をはじめとした金融円滑化、法令等遵守、利用者保護等、統合的リスク管理、各リスク管理、内部監査を重視する具体的方策を実施しているか。例えば、これらの業務に従事する職員につき、業績評価・人事考課上、公平に位置付け、その戦略上の重要性にかんがみ適切な評価を与える態勢を整備しているか。

⑦ 【危機管理態勢】

理事会等は、当該系統金融機関にとって何が危機であるかを適切に認識し、危機発生時において経営陣による迅速な対応及びリスク軽減措置等の対策を講じるため、平時より当該系統金融機関の危機管理について適切な態勢整備を行っているか。

例えば、危機管理マニュアル等の策定、業務継続計画(BCP)の策定、危機発生時の情報収集及び発信態勢、風評に関する危機時の対応態勢等の態勢整備が適切に行われているか。

4. モニタリング及び見直し

理事会は、定期的に又は必要に応じて随時、業務運営の状況及び当該系統金融機関が直面するリスクの報告を受け、必要に応じて調査等を実施させた上で、経営方針、経営計画、内部管理基本方針、戦略目標、金融円滑化管理方針、統合的リスク管理方針、各リスク管理方針、法令等遵守方針、利用者保護等管理方針その他の方針の有効性・妥当性及びこれらに則った当該系統金融機関全体の態勢の実効性を検証し、適時に見直しを行っているか。

II. 内部監査態勢の整備・確立状況

1. 理事会及び理事会等による内部監査態勢の整備・確立

(1) 方針の策定

① 【理事の役割・責任】

理事は、業務の規模・特性、業務に適用される法令等の内容及びリスク・プロファイルに応じた実効性ある内部監査態勢を整備することが、経営相談・経営指導等をはじめとした金融円滑化、適切な法令等遵守、利用者保護等及びリスク管理に必要な不可欠であることを十分に認識しているか。

特に、内部監査の担当理事は、当該系統金融機関の内部監査態勢の状況を的確に認識し、適正な内部監査態勢の整備・確立に向けた方針及び具体的な方策を検討しているか。

② 【内部監査方針の整備・周知】

理事会は、経営方針及び内部管理基本方針に則り、内部監査の実効性の確保に向けた方針(以下「内部監査方針」という。)を定め、組織全体に周知させているか。

はじめに 留意事項
経営管理 (ガバナンス)
金融 円滑化編
リスク 管理等編
法 令 等 遵 守 態 勢
利 用 者 保 護 等 管 理 態 勢
統 合 的 リ ス ク 管 理 態 勢
自 己 資 本 管 理 態 勢
信 用 リ ス ク 管 理 態 勢
資 産 管 理 態 勢 査 定
市 場 リ ス ク 管 理 態 勢
流 動 性 リ ス ク 管 理 態 勢
オ ペ レ ー シ ョ ン 管 理 態 勢
参考資料

(2) 規程・組織体制の整備

① 【内部監査規程の整備】

理事会等は、内部監査に関する内部規程(以下「内部監査規程」という。)を内部監査部門又は内部監査部門長に策定させ、内部監査方針に合致することを確認した上で、内部監査規程を承認しているか。

内部監査規程には、特に、以下の項目等が規定されているか。

- ・ 内部監査の目的
- ・ 内部監査部門の組織上の独立性
- ・ 内部監査部門の業務、権限及び責任の範囲
- ・ 内部監査部門の情報等の入手体制
- ・ 内部監査の実施体制
- ・ 内部監査部門の報告体制

② 【内部監査実施要領の整備】

理事会等は、内部監査の実施対象となる項目及び実施手順を定めた要領(以下「内部監査実施要領」という。)を内部監査部門又は内部監査部門長に策定させ、承認しているか。内部監査実施要領は、被監査部門の業務の実態を反映し、業務の内容に見合った実効的な監査の実施のために適切なものとなっているか。また、必要に応じ、内部監査部門に、内部監査の実施対象と実施手順の細目を記載した内部監査実施細則を策定させているか。

③ 【内部監査計画の整備】

(i) 理事会等は、被監査部門等における経営相談・経営指導等をはじめとした金融円滑化、法令等遵守、利用者保護等及びリスク管理の状況を把握した上、頻度及び深度等に配慮した効率的かつ実効性のある内部監査の計画(以下「内部監査計画」という。)を内部監査部門又は内部監査部門長に策定させ、その重点項目を含む基本的事項を承認しているか。また、理事会等は、内部監査計画が必要に応じた随時追加的な監査が可能なものとなっていることを確認した上で、これを承認しているか。

(ii) 内部監査計画は、子会社等の業務について、法令等に抵触しない範囲で監査対象としているか。また、内部監査の対象とできない子会社等の業務並びに外部に委託した業務については、当該業務の所管部門等による管理状況等を監査対象としているか。

④ 【内部監査部門の態勢整備】

(i) 理事会は、内部監査方針及び内部監査規程に則り、内部管理態勢の適切性・有効性を検証する内部監査部門を設置し、その機能が十分発揮される態勢を整備しているか。

(ii) 理事会は、内部監査部門に、内部監査部門を統括するのに必要な知識と経験を有する内部監査部門長を配置し、当該内部監査部門長の業務の遂行に必要な権限を付与して管理させているか。また、内部監査部門長に被監査部門等を兼任させる場合には、内部監査部門の独立性を確保するための措置を講じているか。

(iii) 理事会等は、内部監査部門に、必要な知識、経験及び当該業務等を十分検証できるだけの専門性を有する人員を適切な規模で配置し、当該人員に対し業務の遂行に必要な権限を与えているか。また、内部監査の従事者の専門性を高めるための内外の研修を活用するなどの方策を講じているか。その際、内部監査部門に継続的な研修制度を設け、内部監査の従事者がこれを定期的に利用していることが望ましい。

(iv) 理事会は、内部監査部門について、被監査部門からの独立性を確保し、けん制機能が働く体制を整備しているか。また、理事会は、内部監査部門が、被監査部門等から不当な制約を受けることなく監査業務を実施できる態勢を確保しているか。

理事会は、内部監査部門に、業務活動そのものや、財務情報その他業務情報の作成等、被監査部門が行うべき業務に従事させることを防止する態勢を整備しているか。

(v) 理事会は、通常の監査とは別に、法令等違反が生じやすい業務、システム等について、特別な監査を実施できる態勢を整備しているか。また、現行の内部監査態勢で十分な監査業務を遂行し得ないと判断した業務等について、外部の専門家を活用することにより内部監査機能を補強・補完している場合においても、その内容、結果等に引

☆ 本書の内容等に関する追加情報および訂正等について ☆
本書の内容等につき発行後に追加情報のお知らせおよび誤記の訂正等の必要が生じた場合には、当社ホームページ (<https://www.khk.co.jp/>) に掲載いたします。
(ホームページ [書籍・DVD・定期刊行誌](#) メニュー下部の [追補・正誤表](#))

系統金融検査マニュアル【令和5年3月】

[定価] 本体940円+税

発行日 2023年6月15日 第1刷
発行所 株式会社 経済法令研究会
〒162-8421 東京都新宿区市谷本村町3-21
電話 代表03(3267)4811 制作03(3267)4897

無断複製・転用等を禁じます。落丁・乱丁本はお取替えいたします。